

令和2年度岡山県文化振興事業費補助金
NEXTコロナ対策文化施設支援事業費補助金の申請案内

一 事業概要

1 趣旨・目的

本事業は、岡山県における多様な表現及び鑑賞の場を守り、本県の豊かな文化を維持発展させるため、劇場、音楽堂、博物館等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者と職員の安全確保にあたって必要とされる感染拡大防止対策などの取組を支援します。

2 補助対象事業

感染のおそれのある発熱者の確認のための非接触型体温計の設置や消毒液を使った衛生面の予防対策、空調の改修工事など、感染拡大防止対策に伴う環境整備に要する経費を支援します。感染拡大防止対策については、各種新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参考にしてください。

3 補助事業者（詳しくは「補助事業者の要件」を参照してください。）

観劇や音楽鑑賞の場となる文化施設、美術品等を展示する文化施設の設置者又は管理者とします。公立、私立は問いませんが、貸館だけの施設や公民館は対象となりません。

4 補助対象期間

交付決定の日から令和3年2月28日

※新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会等の中止や延期、休館等を実施したと認められる場合は、令和2年4月1日から令和3年2月28日とします。

※文化庁の「令和2年度文化芸術振興費補助金（文化施設の感染症防止対策事業）」（以下「文化庁補助金」という。）の事業者負担分に充当する場合は、同補助金の認める補助対象期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日）によるものとします。

5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内かつ補助対象経費の2分の1とします。

ただし、市町村が設置している公の施設については工事請負費を補助対象外とし、補助対象経費の区分ごとに、1施設あたりの補助上限額は次のとおりです。

補助対象経費の区分		補助上限額／1施設	
		公の施設	左記以外の施設
A	需用費・備品費	100万円	100万円
B	工事請負費	対象外	200万円

また、文化庁補助金の事業者負担分に充当することができます。その場合は、県が定める額を補助対象経費とし、1施設あたりの補助上限額は次のとおりです。

補助対象経費の区分		補助上限額／1施設	
		公の施設	左記以外の施設
C	文化庁補助金事業者負担分	200万円	200万円

なお、AとBを両方申請することは可能ですが、Cについては、A及びBと重複して申請することはできません。

6 申請書類受付期間

令和2年7月3日（金）～ 7月31日（金）当日消印有効

ただし、予算の範囲を超えた場合は、7月31日（金）を待たずに締め切ります。

7 受付方法

郵送のみ（「特定記録郵便」等。「四 申請方法及び申請書類の作成」参照）

※新型コロナウイルス感染防止のため、持参での受付は行いません。

8 その他

（1）交付決定の通知

申請書類受付後に交付対象事業の審査し、交付決定を行い、各申請者に通知します。

（2）補助金の支払時期・方法

補助金の支払時期は、補助事業完了後、実績報告書をもとに内容を審査し、補助金の額を確定した後、精算払いとします。

二 補助事業者の要件

1 補助事業者（補助の対象となる者）

補助事業者は、岡山県内の次に掲げる施設（以下、「文化施設」という。）の設置者又は管理者とします。

- (1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に定める施設（「貸し館」だけの施設や公民館は対象外）
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設
- (3) その他、上記以外で、主に文化芸術活動を目的とした施設であって反復継続的に文化芸術活動を提供している施設

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）(抄)

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって美術芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

○博物館法（昭和26年法律第285号）(抄)

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般財団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人組織法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものにあつては、第二十七条第二項の規定を準用する。

2 その他の要件

- (1) 文化施設において補助対象事業を実施する者であること
- (2) 事業の遂行に必要な人員を有し、事業（予算・決算管理を含む）を最後まで適正に実施でき、実績報告が提出できる者であること
- (3) 宗教活動、政治活動を主たる目的とした者ではないこと
- (4) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的とした者ではないこと
- (5) 文化施設の構成員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと

3 留意事項

○1つの文化施設単位を基本とし、その施設の設置者又は管理者を補助事業者とします。
なお、施設の管理を行う指定管理者も補助事業者となることができます。

○文化施設において新型コロナウイルスによる自粛（公演や展覧会等の中止や延期、休館等）を行ったこと認められる場合は、補助対象となる経費で、令和2年4月1日以降に着手した当該事業に係る経費についても、補助対象経費とします。

三 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、文化施設が行う利用者と職員の安全を確保するにあたって必要とされる感染拡大防止対策等への取組が対象となります。

2 補助対象事業の具体例

- ・感染拡大防止対策のために必要な機材の導入や衛生面の対策に必要な物品等の確保
- ・文化施設内の展示室やホールなどの空調設備等の改修
(※新たに設置するものは対象外。)

(1) 補助対象となる経費の事例

	項目	主な内容
A	需用費	マスク、消毒液、フェイスシールド、非接触型体温計、注意喚起の各種看板、間仕切り、透明ビニールカーテン、アクリル板、自動手指消毒器（アルコール消毒噴霧器）などの購入費 ※単価が10万円(税込)以下のものに限る
	備品費	空気殺菌装置、注意喚起のための自動音声装置などの購入費
B	工事請負費	非接触型自動センサー蛇口等の導入工事、 空調設備の改修工事 など

(2) 補助対象とならない経費の事例

赤外線カメラ（サーモグラフィ）及び空気清浄機の購入費・レンタル費、感染予防対策に附随する人件費、清掃業務及び設備点検等の請負・委託費、事務職員給与や事務所維持費など本事業に直接関わらない経費 など

(3) C「文化庁補助金事業者負担分」に充当する場合

文化庁に申請した補助対象経費の自己負担額から赤外線カメラ及び空気清浄機に係る経費を除いた額を補助対象経費とします。

3 その他の注意点

- マスクは、職員等の施設側用で使用するものとし、6カ月間程度を対象とします。
- 消毒液は、施設内で使用するものとし、6カ月間程度を対象とします。
- 補助対象期間外に着手又は執行した当該事業に要する経費は、補助対象外とします。
 - ・文化庁補助金の事業者負担分に充当しない場合
補助対象期間 交付決定の日から令和3年2月28日まで
ただし、新型コロナウイルスによる自粛（公演や展覧会等の中止や延期、休館等）が認められる場合は、令和2年4月1日以降に着手した当該事業に要する経費であっても、補助対象とします。
 - ・文化庁補助金の事業者負担分に充当する場合
補助対象期間 令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
- 着手とは、物品や工事の発注を指します。見積書の徴取は、着手にはあたりません。
- 執行とは、物品の納品、工事の完成、金銭の支払を指します。
ただし、支払が未済であっても、補助対象期間内に業務が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合があります。

四 申請方法及び申請書類の作成

1 事業の流れ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

岡山県からの直接補助ですが、(公社)岡山県文化連盟(以下「文化連盟」という。)において、補助事業の相談、書類の受付・確認を行います。

<事業の流れ(※太字部分が事業者の行う内容となります。)>

時期(予定)	事業の流れ	主体	備考
令和2年7月3日から 7月31日まで	申請書類の提出	事業者	文化連盟に提出
申請受付後2週間以内	交付決定・通知発送	岡山県	
令和3年2月28日まで	事業の実施	事業者	
3月15日まで	実績報告書の提出	事業者	文化連盟に提出
実績報告書提出後	額の確定・通知発送	岡山県	
	補助金の交付(支払)	岡山県	

2 申請書類

次の書類を提出してください。なお、申請後の変更は原則としてできません。当初から十分に内容を検討の上、記入例を参考に作成してください。

- 交付申請書(別記様式第1号)
- 令和2年度事業計画書(様式1)
- 収支予算書(様式2)
- 支出内訳明細書(様式3)
- 補助事業者調書(補助の対象となる者の概要)(様式4)
- 役員名簿(様式5)
- 誓約書(別紙1)
- 導入予定物品・工事の見積書の写しまたは、価格の参考となる資料
- 口座振替申出書

※補助申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要となります。

(交付決定前の経費について、補助申請を行う場合)

- 公演等の中止や施設の休館等を実施したことの分かる書類(中止の告知等の写し)

ただし、文化庁補助金の事業者負担分に充当する場合は、文化庁補助金の申請書類一式、採択通知の写しを提出してください。様式2～4の書類の提出は不要です。

3 提出書類の記載事項に係る留意事項

提出書類の記載事項については次のとおりとさせていただきます。

- ・何を必要とするのか等、実施内容を具体的に記入し、その内容と必要な経費との関係が明確であること。
- ・使用する用語について、全ての書類の間で統一すること。
- ・員数や金額について、全ての書類の間で整合性を取ることを。
- ・必要な経費については、見積書等を入手する等、妥当な金額を記入すること。
- ・消耗品費等の項目については、可能な限りその内訳を記載すること。

4 申請書類の保管及び様式

(1) 申請書類の保管

申請書類の内容等について、岡山県又は文化連盟から問い合わせることがありますので、申請書類の作成者は、書類の写しを一式保管するようにしてください。

なお、申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申請書類の様式

①各種様式は、岡山県文化振興課及び文化連盟のホームページからダウンロードすることができます。

文化振興課 <https://www.pref.okayama.jp/page/670270.html>

文化連盟 <http://o-bunren.jp/download/>

②申請書類の体裁については、原則として次のとおりとさせていただきます。

- ・原本は全て日本産業規格A4判・白黒・片面印刷とすること。
- ・用紙の左側を2cm程度空けて、何も記入しないこと。
- ・パンチ穴を開けないこと、インデックスや付箋を付けないこと。
- ・該当しない様式については添付しないこと。
- ・提出書類の不足や未記載がある場合は審査の対象とならないため注意すること。

5 申請書類の送付先

『令和2年度文化施設支援事業申請書類在中』と朱書きの上、「特定記録郵便」等、配達状況が確認できる方法で郵送してください。

なお、提出日以降の提出や書類の差し替えは、受付いたしません。

※他の案件に係る書類は、同封しないでください。

<p>受付期間：令和2年7月3日（金）～7月31日（金）当日消印有効 ただし、予算の範囲を超えた場合は、7月31日を待たずに締め切ります。</p>

【提出先（問い合わせ先）】

公益社団法人 岡山県文化連盟

所在地：〒700-0814 岡山県岡山市北区天神町8-5-4 岡山県天神山文化プラザ内

電話：086-234-2626（10時～17時 火曜日～土曜日）

メール：bunkaren@o-bunren.jp

6 岡山県担当課

環境文化部 文化振興課

電話：086-226-7903（10時～17時 月曜日～金曜日の平日）

FAX：086-233-5720

メール：bunkasin@pref.okayama.lg.jp